

兵庫県立大学行動指針（BCP）（現在適用レベル抜粋：令和4年1月17日以降）

項目	内容
学 生	<p>入構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染防止対策を講じた上で、条件付き（対面授業、研究活動、課外活動等の実施日）で全学生の入構可
	<p>授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染防止対策を講じた上で、全ての授業を対象に、対面授業を実施 ・但し、必要な感染防止対策を講じることが困難な授業は、教育効果を担保した上で、オンラインで実施
	<p>研究活動 (学内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染防止対策を講じた上で、学内における全ての研究活動を実施可 ・但し、学部4年生以上（卒業予定者）及び博士前期課程1年生は、原則指導教員の在学が条件（部局長の許可により代替教員による対応可）
	<p>実習・フィールドワーク等 (学外の研究活動を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染防止対策を講じた上で、原則指導教員の同道のもと、全ての実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）を実施可（部局長の許可により指導教員の同道なしも可）
	<p>課外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染防止対策を講じた上で、「課外活動の承認に関するガイドライン」の遵守を条件として、クラブ活動の実施可（学部学生部長の許可） ・主催団体が適切なガイドラインを示した公式戦への参加可（学部学生部長の許可）
学 外 者	<p>入構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上又は大学運営上必要な場合に限り入構可（部局長又は経営部長に報告）
そ の 他	<p>県大バス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県大バスを条件付きで運行可